

2018年8月10日

総務大臣 野田 聖子 様

公務労組連絡会
議長 猿橋 均
日本自治体労働組合総連合
中央執行委員長 猿橋 均
全日本教職員組合
中央執行委員長 中村 尚史

消防職員の団結権をはじめとする労働基本権回復に向けた要請書

貴職の日頃のご活躍に敬意を表します。

さて、ILO(国際労働機関)は、5月28日から6月8日まで第107回総会を開き、日本の公務員の労働基本権に関わって日本政府に対する報告・勧告を採択するとともに、「労働の世界における暴力とハラスメント」に関する討議が行われ、来年に条約が制定される見込みとなりました。また、労働基本権の勧告は、2017年5月に公務労組連絡会を含む全労連が提出した追加情報に基づき、それに対する日本政府による見解を踏まえ出されたものです。

今回、結社の自由委員会の報告の中で、2017年5月の地方公務員法・地方自治法改正が、「労働基本権を奪われた労働者を増加させる効果を生じさせ、この問題への対応の緊急性を高めている」ことに触れ、特別職非常勤職員(地公法3条3項3号)の多くが、労働基本権が奪われる問題をILOが重視していることを示すものとなっています。

また、消防労働者への労働基本権に関して基準適用委員会での審議の結果にもとづき、消防職員委員会の機能に関する指摘を踏まえて改善措置をとり、それを情報提供すること、社会パートナーと、消防職員が警察の一部であるという政府の主張がILO条約に対応しているか協議し、その結果を情報提供することを求める勧告を出し、「これらの勧告(消防に限定していない)の実施のために社会パートナーとともに期限を区切った行動計画を策定」し、「2018年11月の次回の専門家委員会前に報告する」ことを日本政府に対し求めています。

こうしたILOの報告や勧告を受けて下記のとおり要請いたします。

記

1. 2017年5月の地方公務員法・地方自治法改正にともない、労働基本権を奪われる労働者が増大することとならないよう再改正も含めて検討するとともに、すべての公務労働者の労働基本権回復に向けた検討作業に着手すること。

2. 労働基本権に関する基準適用委員会の勧告を踏まえ、情報提供や行動計画策定について公務労組連絡会と早急に協議を行うこと。

以上